

平成 20 年度 基本計画

〔平成 20 年度事業方針〕

財団法人練馬区文化振興協会（以下「当財団」という。）は、区民文化の向上および振興のための事業を行うとともに、区民の自主的な文化活動の促進を図ることにより、豊かな区民文化の創造に寄与することを目的として昭和 57 年 9 月 1 日に設立された。

当財団は、昭和 58 年 4 月に練馬区立練馬文化センター、平成 14 年 2 月に練馬区立大泉学園ホールの管理運営を受託し、両施設を拠点として区民の文化芸術の鑑賞機会の充実、音楽分野での人材育成を中心に文化芸術の振興を図るため、さまざまな事業を展開してきた。

平成 17 年 3 月には、練馬区は、文化芸術の振興を幅広く推進し、区民福祉の向上に資することを目的に「練馬区文化芸術振興条例」を制定するとともに、その推進に当たっての基本的な方向性を示した「練馬区文化芸術の振興に関する基本方針」を策定した。

その中で、文化芸術の振興を推進するためには、区だけではなく、区民、文化団体を始めとする文化活動に関わる多様な主体が協働していくことが必要であるとし、とりわけ、条例第 9 条第 1 項では「区は、区民および財団法人練馬区文化振興協会、区の区域内に存する大学その他の文化芸術団体等と連携し、文化芸術の振興に関する施策を推進するものとする。」として、練馬区が文化芸術の振興を推進する上での当財団の位置づけを明確に打ち出している。

これらに基づき、当財団は練馬文化センターがリニューアルオープンした平成 18 年度からは、従来、主催事業として実施してきた鑑賞型事業の共催事業化により事業収支の改善を図るとともに、事業内容の見直しを進め、区民参加・学習型事業の充実や、練馬区演奏家協会（平成 18 年 3 月設立）への支援、舞台芸術支援制度の創設（平成 18 年 4 月）、区内 3 大学との連携事業の実施（平成 19 年 9 月）など、新たな事業展開を図ってきている。

一方、当財団は平成 18 年 4 月 1 日から 2 年間、地方自治法の改正に伴う指定管理者として、練馬文化センターと大泉学園ホールの両施設の保守および維持管理、施設使用に関する管理運営を行ってきた。

しかしながら、平成 20 年度以降の指定管理者については、公募により、民間能力を活用し、さらなる施設運営の効率化を図るとの練馬区の方針を受け、指定管理者公募に伴う当財団の今後のあり方に関する検討を行った結果、当財団は指定管理者には応募せず、文化芸術振興のためのソフト事業に専念することとした。

こうした状況の変化を踏まえ、当財団は、これまでに培ってきた実績と経験に基づくノウハウを活かし、さらなるサービスの向上、文化芸術団体等の有する人材・情報等の活用、区民の文化芸術活動への参加、文化芸術の創造へとつなげる事業を充実す

るなど、これまで以上に区と連携を強化して、区の文化芸術振興策と一体となった、新しい視点に立った事業をさらに展開していく必要がある。

平成 20 年度においては、こうした基本的考え方にに基づき、次の事業方針により事業を運営する。

- ア 区民参加型事業・学習型事業の充実強化（「レクチャー公演」シリーズの開催など）
- イ 芸術鑑賞を行う機会の拡充（新規事業「ゆめりあワンコイン・コンサート」など）
- ウ 地域特性に応じた文化芸術振興策の実施（区内 3 大学や著名芸術家との連携など）
- エ 区民の文化芸術活動への支援（登録文化団体への活動支援、舞台芸術支援事業、文化情報の発信など）
- オ 若年層が参加できる事業の取組み（「アカペラコンテスト」など）
- カ 文化芸術資産の整理・分類・公開（新規事業「五味康祐コレクション活用事業」）

〔平成20年度事業計画〕

1 区民文化の向上及び振興のための事業（寄附行為第4条第1号）

〔計24事業〕

(1) 文化芸術鑑賞事業

優れた音楽、古典芸能など、幅広い分野の公演を、身近な場所で鑑賞できる機会を提供するため、主催事業および共催事業を実施する。

従来、主催事業として実施していた事業についても、可能な限り共催事業に転換し、収支の改善を図りつつ、事業の充実に努める。

① 練馬文化センターにおける主催事業（4事業）

ア 松竹大歌舞伎

イ 高橋竹童（津軽三味線）と民謡の邦楽公演

ウ 劇団四季公演

エ その他（特別事業）

② 練馬文化センターにおける共催事業（17事業）

ア 森 麻季（ソプラノ）公演

イ 第110～113回 練馬区民寄席（4事業）

ウ 天満敦子（ヴァイオリン）公演

エ オペラ「シンデレラ（チェネレントラ）」

オ 万作・萬斎 狂言の会

カ 杉山清貴（ポップス）公演

キ 夏休みバレエ（レニングラード国立バレエ）

ク 児童劇「人魚姫」

ケ 松崎 裕（ホルン）公演

コ オペラ「フィガロの結婚」

サ 能楽鑑賞の夕べ

シ 山形由美（フルート）公演

ス 練馬区演奏家協会コンサート（2事業）

③ 大泉学園ホールにおける主催事業（3事業）

ア 新進演奏家を中心としたジャズライブ（2事業）

イ その他（特別事業）

(2) 「練馬文化センター友の会」事業

年会費（2,000円）を徴収し、主催・共催事業の入場料の割引、優先席の事前予約等を行う。

また、財団の機関紙「アンコール」を毎月送付し、顧客の確保による入場料収

入の増収・安定化を図る。

(3) 「舞台芸術支援事業」および「協賛事業」

練馬区内で継続的に活動している団体が実施する、高度な内容の公演について、「舞台芸術支援事業」として共催事業に準ずる支援を行うことにより、区民が良質な音楽、演劇等を鑑賞する機会の増大を図る。

また、ホールの一般貸出利用の公演の中から、財団の設立趣旨に適し、区民の文化芸術の向上に寄与する公演を協賛する「協賛事業」を実施する。

(4) 「練馬区演奏家協会」の運営・活動に対する支援

練馬にゆかりのある演奏家により、平成18年3月に設立された「練馬区演奏家協会」の運営面のサポートを行い、運営体制の安定化や、自主公演・訪問演奏等の活動の円滑な実施に協力する。

また、レクチャーコンサートの開催を委託するなど、事業運営の連携・協働を図りつつ、練馬区における音楽文化の振興・発展や、音楽ファンの拡大に努める。

(5) 文化芸術資産の整理・分類・公開

練馬区に寄贈された故五味康祐氏の収集品であるオーディオ機器、レコード等を含む遺品の活用を図るため、これらの整理・分類を行うとともに、区と連携して公開に向けた検討を進める。

2 区民の自主的な文化活動の促進に関する事業（寄附行為第4条第2号）

【計12事業】

(1) 練馬交響楽団（育成事業・4事業）

練馬交響楽団は、公的なアマチュア・オーケストラとして昭和57年9月に創団し26年目を迎えるが、この間、定期練習や演奏技術審査の実施などによりレベルアップを図りつつ、100回を超える演奏会で実績を積み重ねてきた。

今後も公的なアマチュア・オーケストラとして、様々な機会を通じて、当財団および練馬区の事業に協力するとともに、団員有志による福祉施設等訪問演奏などを継続して実施することにより、地域貢献に努める。

① 定期演奏会（7月、11月）

② 練響アンサンブル（室内楽 12月）

③ 練響スプリングコンサート（3月）

④ 定期練習（毎週金曜日）、臨時練習、自主強化合宿（9月）

⑤ 財団および区の行事への協力（随時）

⑥ 福祉施設等訪問演奏（団員有志、随時）

(2) 新人演奏会（育成事業・1事業）

23回目を迎える新人演奏会は、これまで100名を超える新進演奏家を輩出しており、その後に研鑽を積んで世界的なレベルの演奏家に成長した方も出てきている。

オーディションおよび合格者による演奏会は、「木管楽器、弦楽器、声楽」の3部門と、「金管楽器、ピアノ」の2部門とを、それぞれ隔年で実施している。

平成20年度においては「木管楽器、弦楽器、声楽」の3部門のオーディションを実施し、合格者による演奏会をオーケストラと共演する形で開催する。

また、演奏会終了後も、演奏家としての活動の場の拡大に協力する。

(3) 区民参加・学習型事業（文化芸術創造事業・7事業）

練馬区との連携により、従来の鑑賞型事業に加えて、区民参加型事業・学習型事業の充実を図り、区民の幅広い文化活動を推進する。

平成20年3月からは、様々な公演ジャンルの魅力や楽しみ方をわかりやすく解説する「レクチャー公演」シリーズをスタートさせる。

- ① レクチャー公演（クラシック）
- ② レクチャー公演（歌舞伎）
- ③ レクチャー公演（邦楽）
- ④ レクチャー公演（オペラ）
- ⑤ レクチャー公演（狂言）
- ⑥ 笛の音楽隊（リコーダーのレッスンと公演）
- ⑦ スタインウェイ・ピアノを弾いてみよう

(4) 文化芸術情報発信事業（文化芸術創造事業）

従来、練馬文化センターと大泉学園ホールのホームページは、区のホームページに内包されていたため、アマチュア団体やプロの芸術家などの情報を載せることができない状況にあった。

先般、区のホームページから独立し、当財団から独自に情報を発信するようになったことを踏まえ、今後はさらに財団ホームページの内容を充実させ、地域のより詳細な文化情報を区民が検索できる態勢の整備を図る。

(5) 文化活動支援補助事業（文化芸術創造事業）

区では、平成20年度から、練馬文化センターおよび大泉学園ホールの使用料減免に関する規定の全面的な見直しを行う予定である。

現在、練馬文化センターの登録文化団体については、使用料の10%～50%を減額しているところであるが、この措置の見直しにより、新たな負担が生じるため、財団として、自主的な文化活動等を支援する観点から、登録文化団体等に対する使用料の補助制度を新設する。

3 区から受託する文化芸術振興に関する事業（寄附行為第4条第3号）

（文化芸術振興支援事業）【計10事業】

区と財団とが相互に協力・連携し、区における文化芸術の振興を図るため、次の区主催事業について、財団が区から受託する形で事業を実施する。

平成20年度における新規事業として、大泉学園ホールにおいて、定期的（偶数月の10日）に「ゆめりあワンコイン・コンサート」（入場料500円）を開催する。

- ① ゆめりあワンコイン・コンサート（6事業）
- ② 区内3大学連携事業（武蔵大学・武蔵野音楽大学＝2事業）
- ③ アカペラコンテスト
- ④ コンテスト受賞者によるアカペラ公演